

大分県地域公共交通計画策定支援業務委託基本仕様書

1 委託業務の名称

大分県地域公共交通計画策定支援業務委託

2 委託業務の目的

地域公共交通は、買い物や医療、教育へのアクセス等、日常生活に不可欠な社会インフラであるが、県内の地域公共交通については、利用者の減少や収支の悪化、運転士不足など、需要と供給の両面で人口減少の影響を受けており、今後その影響はますます増大することが見込まれている。

この地域公共交通を取り巻く厳しい状況を踏まえると、広域的な交通圏単位において、従来の欠損補填等にとどまらず、既存の交通体系の抜本的な見直しや各種交通モード相互の連携のさらなる強化、利用者のニーズに応じたサービスの提供に向けた投資を積極的に進めるなど、持続可能な公共交通網の確保・拡充を図っていくことが重要である。

本県は、県内を6つの圏域に分け地域の実情に応じた持続可能な公共交通網を計画的に構築すべく、県・市町村・交通事業者等関係者の共通の指針となる地域公共交通計画を圏域ごとに策定しているが、同計画の期間が令和8年度9月末で終了する。時代の要請に対応し本県の目指す交通の在り方を明確に、広く示すため現在6圏域ごとに策定している計画を1本化した「大分県地域公共交通計画」の策定を円滑に進めることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

本業務の全体スケジュール及び市町村ヒアリング等により作成した現時点における大分県地域公共交通計画の全体構成案を基に下記(1)～(6)により策定作業を行う。全体構成案については下記(1)～(6)を通して委託者と協議の上随時見直すこととする。

(1) 現状診断

地域公共交通計画の作成に向け、都市構造や地域交通の現状と課題、将来の見通しを可視化し、地域交通の現状診断を実施する。

① データを活用した大分県の地域交通の現状把握

移動の出発地・目的地の分布状況の把握、上位・関連計画との整合、交通サービスの需要と供給ギャップ、現在の交通サービスでは顕在化していない需要等の地域交通の現状を把握するため、モビリティデータを収集、分析し、可視化すること。

なお、収集・整理するデータについては、e-Stat 統計地理情報システムや国土数値情報、GTFS等のオープンデータや事業者等から提供されるICカードデータ等を活用する。データの購入の必要がある場合は受託者が行う。

幹線バス路線においては、路線別、区間別の利用実態を可視化し、幹線バスの在り方検討に資する調査・分析とすること。

② ヒアリング、アンケート調査による地域交通の現状把握

県内交通事業者へのヒアリング、市町村アンケート、県内全域における住民及び高校生アンケート等を実施し、結果をとりまとめ分析する。

(2) 地域公共交通が目指す姿の設定

- ① 現状把握の結果を踏まえて、地域交通の課題の洗い出しを行う。
- ② 県の上位・関連計画、市町の地域公共交通計画等を踏まえて、長期的かつ持続可能な県域全体の地域交通が目指す姿をとりまとめる。

(3) 施策の設定

県域全体の目指す姿を実現するための施策を設定する。

(4) 成果指標（KPI）及び目標値の設定

施策の実現性や既存事業の進捗状況、財源、政策方針等を考慮して成果指標（KPI）を整理する。目標値の設定にあたっては、データの取得等の継続的な必要となる点に留意し、短期（数か月～１年単位）、中長期（１年～計画期間内）別に、施策の実施結果についての数値目標、施策による効果についての数値目標を検討すること。

また、成果指標（KPI）の設定にあたっては、最新のデータで現況値及び目標値の試算を行うこと。

(5) 計画（案）のとりまとめ

上記(1)～(4)までを基に、計画案を取りまとめ、委託者の求めに応じて必要な助言や資料の提供を行う。とりまとめにあたっては、国土交通省が公表している地域公共交通計画の「アップデートガイダンス ver1.0」の内容を踏まえ、下記①～⑦までの点に留意する。

- ① モビリティデータの利活用
- ② シンプルで一貫性のある構成とし、県民にわかりやすい平易な表現とする
- ③ 図、表、グラフ、イラスト等を用いてわかりやすく整理する
- ④ 計画本体は30ページ程度とし、地域の現状等の詳細なデータについては参考資料とする
- ⑤ ガイダンスで提示されている10の KPI の設定
- ⑥ 具体的な PDCA スケジュールの設定
- ⑦ 「地域公共交通活性化再生法」に基づく法定計画としての要件を満たすよう、補助制度との連動化など制度面でのチェック

(6) 協議会等の運営支援

地域公共交通計画の策定主体である大分県地域交通活性化協議会及び協議会の下に設置している分科会、ワーキンググループ、関係者間協議等の運営支援を行う。資料作成、当日出席者に向けた説明、議事録の作成等を行う。

● 協議会概要

- ・ 県、県内市町村、交通事業者、道路管理者、港湾管理者、公安委員会、地域交通の利用者代表、学識者等で構成
- ・ 年3回程度開催(令和7年7月以降に1回開催を想定)
- ・ 会場は大分市内を想定
- ・

- 分科会概要
 - ・ 県内を6圏域に分け設置(東部、中部、南部、豊肥、西部、北部)
 - ・ 県、県内市町村、交通事業者、道路管理者、港湾管理者、公安委員会、地域交通の利用者代表、学識者等で構成
 - ・ 年2回程度開催(令和7年7月以降に2回開催を想定)
 - ・ 会場は圏域内を想定
- ワーキンググループ概要
 - ・ 県内を6圏域に分け設置(東部、中部、南部、豊肥、西部、北部)
 - ・ 県及び県内市町村の交通施策担当者、交通事業者の担当者等で構成
 - ・ 年2回程度開催(令和7年7月以降に2回開催を想定)
 - ・ 会場は圏域内を想定

5 成果品

成果品は以下を想定する。

No	項目	規格等	数量
1	地域公共交通計画全体版 (デザインレイアウト含む)	PPT/WORD 形式	3 部
2	地域公共交通計画概要版 (デザインレイアウト含む)	PPT/WORD 形式	3 部
3	協議会等の資料及び議事録	PPT/WORD 形式	3 部
4	実施報告書 (計画書に記載されなかった検討過程等についても明確に記載すること)	PPT/WORD 形式	3 部
5	上記電子データ	CD-ROM 形式	1 枚
6	本業務により収集・作成した全てのデータ	CD-ROM 形式	1 枚

6 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、契約締結後に業務実施計画書(任意様式)を提出し、業務の進め方について委託者と協議するものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議のうえ、その指示及び監督を受けること。
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 打合せ協議は業務着手時と納品時に主任技術者が出席するものとするほか、中間時の打合せ協議を3回程度実施する。協議内容については適宜記録し、記録簿としてまとめる。なお、業務の遂行上で必要が生じた場合は、打合せ協議を行うものとする。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとるとともに、発注者から派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること。
- (6) 企画提案等の内容について、発注者と委託候補者との協議により、修正できるものとする。

- (7) 事業の工程を明らかにしたスケジュールを作成すること。なお、校正・確認には十分な時間を確保すること。
- (8) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権とその他権利に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (9) 本委託業務にかかる一切の経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- (10) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。
- (11) 委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (12) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、受注者と発注者で十分協議すること。

7 参考資料

本業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか次に例示する地域交通計画策定に関する資料、情報リソース及び県内の関係計画について適宜参考とすること。

- (1) 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」概要版（国土交通省）
- (2) 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」手順書（国土交通省）
- (3) 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」データ活用の手引き（国土交通省）
- (4) モビリティ・アップデート・ポータル（国土交通省）
参照 URL (<https://mobility-update.mlit.go.jp>)
- (5) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（国土交通省）
- (6) 県内市町の地域公共交通計画及び利便増進実施計画